

肥後國宇土郡轟村宮莊貝塚人骨報告

醫學博士 清野謙次

第一部 人骨の出土状態に就て

轟貝塚報告は余が津雲貝塚報告に比して甚だ簡單なるを免かれず。これ出土人骨數が乏しかりしため、及人骨附屬遺物が單調なりしが爲めなり。而て發掘人骨整理の都合上、研究報告を三分して、人骨出土状態のみを遺物出土篇と合せて發表する理由は、津雲貝塚發掘報告の冒頭に述べたるが如し。又貝輪の使用法等も津雲貝塚に於けると等しきが故に改めて繰り返さず。

〔一〕 人骨出土地層

人骨は轟貝塚發掘地圖及別項轟村宮莊貝塚調査報告に明らかなるが如く、現存貝塚の東南突角（鈴木文太郎氏發掘地域）より西南乃至西方に亘れる、狹少なる地域より發見せられしのみなり。

地主前田利平氏の口話によりて考ふるも、亦地形によりて判ずるも、余等が發掘地より南方及東方の地を掘り下げ、曾て水田となせし時には、多數の人骨を發掘せしものなるべく、人骨出土地の大部分は既に消滅し居りたるは遺憾なり。

發掘地域圖（圖版第三十六）によりて明らかなるが如く、人骨の分布状態は津雲貝塚等よりも

著しく不規則なりしもの、如く、諸例が列を成すの傾向乏しくのみならず、或地域にては密集し、又他の地域にては甚だ少數散在せるのみなり。

後表示すが如く、人骨は概ね現今の地表下二尺内外の地に在れど、所によりては一尺又は三尺餘の深さに存す。而て多數例(十八例中の十例)にては、人骨は貝層最下部より貝層下有機土に亘りて存在し、發掘が進みて貝層が將に盡きんとする頃に、骨骼の一部が(多くの場合に於て膝關節部又は頭蓋骨)が現はるゝを常とせり。されど津雲貝塚に於けるよりも、比較的屢骨骸は淺層、即貝層中(十八例中三例)に存在し、又は反對に深層、即貝層下有機層中(十八例中五例)に存在す。従て轟貝塚に於ける人骨埋葬の深さは津雲貝塚よりも一定せざるものなり。

興味あるは第五號及第六號人骨の所見なり。第五號(女性)は全身骨の略完備せる座位屈葬にして、其兩腕には後述の如く、各一個宛の貝輪を挿入せり。全身は圖版にて示せるが如く、貝層内に埋没せられ(貝層は此部に於て土壤を交ふること少なりしにより骨表面は白し)腰部は貝層下部に達せり。第五號骨を除去せしに、骨盤及薦骨下より第六號(男性)の頭蓋骨が露出し、薦骨後面と頭蓋骨上面とは相距ること一寸に満たず。従て第五號は第六號の頭上に座せしものなり。

勿論斯かる場合には第六號は第五號よりも古く埋葬せられたるものなり。而て津雲貝塚に於て類例を見るが如く、一度古く埋葬せし場所を、石器時代に於て埋葬の目的にて再び發掘し、此所に既埋葬骨の頭部が露出せしが爲め、更らに深く發掘する事を中止して、第五號を上部に埋葬し、了りしものなるべし。固より特別の事情ありて男女兩體を故意にかゝる位置に埋葬せ

しこと無きには非らざる可し。

〔二〕 人骨附屬遺物

頭蓋骨又は骨骼間に石鏃、土器破片等の混入せしこと往々ありしも、こは貝層中のものと等しく、人骨附屬物とは看做し得ず。確なる例として、僅かに二例の前膊骨に貝輪の挿入を見し事なり。貝輪は津雲貝塚にて多數認むるが如く、モガヒ製のものなり。

第三號骨は頭部を缺けるものなりしが、右腕に一個の貝輪あり。貝輪後部全形の約三分の一のみ殘存し、最狹部の幅は五分なり。形狀は次例のものと等し。

第五號骨に着用せし貝輪の大きさは次の如し。

單位ハ寸 ニテ示ス	下 入 口 部		高	サ	後部最狹幅	前部最廣幅
	左右徑	前後徑				
右腕用	一、九	一、六	二、五	一、七	〇、四—〇、九	〇、四五
左腕用	一、八	一、七	二、六	一、七	〇、四—〇、七	〇、四五
						〇、六五

兩側貝輪は略同大なり。恐らく一類の二枚貝より製作せられたるものなるべし。甚だ大なる貝殻を使用して、其殼頂部に孔を穿ち、且貝殼腹側縁を擦り減らしたるものなるが故に甚だ厚くして頑丈なるのみならず、津雲貝塚例と異なりて、前部と後部との幅の差乏し。従て形式が幾分異なれるのみならず、貝輪表面の研磨充分ならずして自然面を殘せり。然のみならず、下入口部は貝輪製造時に孔を穿ち、然も入口縁の研磨充分ならざるにより、縁部に不規則

なる凹凸を生ぜり。(圖版第四十)

斯くの如く精巧ならざる貝輪は、津雲貝塚にては半製品として人骨を離れたる貝層中に發見するのみなり。津雲貝輪は菲薄精巧なり。轟貝輪は頑丈にして非美術的なり。人民の氣質と文化の程度とを示すものと謂ふ可きか。

〔三〕 人骨各部の相互的位置及人骨埋葬方位

地質の關係上轟貝塚發見人骨は甚だ脆し。發掘時には容易に破碎し、又發掘時以前に骨質に多數の破れ目を生じ居れり。骨盤、脊椎骨體部等の海綿狀骨は、發掘時中に屢小片に破碎し去れり。是れ極めて遺憾なる事なりき。

斯くの如き特殊事情あるにより轟人骨は津雲人骨の如く完全に地中より露出せしめて骨表面を洗滌せし後、撮影し得ざりき。余等が轟人骨の出土寫眞が不鮮明なりし理由なり。されば轟人骨にては、身體各部の位置を津雲例の如く、寫眞に對照し得ざるが故に、之れを表示す可し。

【備考第一】 第六號骨を除くの外は、上膊骨は肩關節にて強く屈曲して胸壁側部に沿ひて存在せるが故に、各例につきて一々記述せざりき。

【備考第二】 肘關節を強く屈すと記せるは上膊骨と前膊骨とが銳角を成せるを云ふ。弱く屈すとは直角以上の角度を成せるを云

ふ。頸を強く屈すと云ふは身體の上半部が屈曲して顔面部が下を向けるを意味し、弱く屈すとは前下方を向けるを云ふ。膝關節を強く屈すと云ふは、大腿骨が脊柱に對して九十度以内に在るを意味し、弱く屈すと云ふは九十度以上百八十度以下なるを意味す。其他の關節の記述も之れに倣ふ。

番 號	發掘月日	人骨の方向	性 (年齢)	地表より存在 部位迄の深さ	葬 位	身 體 各 部 の 位 置
第一號	十二月十七日	不 明	成年	二尺七寸—三尺	不 明	散亂せる不完全骨骼。

第十四號	二十一日	不明	乳兒	二尺	仰臥	身體の一部分のみ存在す。
第十三號	二十二日	SSE(頭) NNW	成年男	二尺	仰臥屈葬	頸部は強く前屈。兩側手骨は前胸壁上に在り。大腿骨は左側に倒れ、腰關節に於て直角を成せり。膝關節は強屈。
第十二號	二十二日	NNE(頭) SSW	成年女	二尺	仰臥屈葬	兩側は近接して位置せるため詳細の狀不明なり。されど下肢骨は強く屈せり。
第十一號	二十二日	NEE(頭) SWW	成年男	二尺	仰臥屈葬	
第十號	二十二日	SE(頭) WN	成年男	二尺	仰臥屈葬	頭部は前方に強屈。兩側前膊骨は前胸壁上部に交叉せり。下肢は體の右側に横倒れとなり。腰膝關節共に強く屈せり。
第九號	二十二日	NW(頭) SE	成年	一尺五寸 (貝層下に存す)	仰臥	頭部及脊柱等の一部分のみ存在せり。
第八號	二十二日	S(頭) N	乳兒	二尺	仰臥屈葬	散亂せる不完全骨格。
第七號	二十二日	不明	成年	二尺五寸 (貝層下に存す)	仰臥	頭骨、肩胛骨、上肢骨等を存す。
第六號	二十日	NW(頭) SE	成年男	二尺五寸 (貝層下に存す)	仰臥屈葬	頸部は強く屈せり。右側上膊骨は肩關節に於て外側に於て直角をなして舉上せられたるも、肘關節に於て強く屈曲せるがため、右鎖骨下より右手骨を出す。左側上膊骨は胸壁に沿ひて存在し、前膊骨は肘關節に於て直角をなして屈せり。兩側大腿骨は腰關節に於て軽く屈曲し、兩側のもの相平行して存す。脛部は膝關節に於て強く屈せり。
第五號	十九日	顔は南面す	成年女	一尺五寸 (貝層内に存す)	座位屈葬	頸部は軽く前屈。右側大腿骨は腰關節に於て強屈。左側大腿骨は凡そ直角を成せり。兩側脛骨は膝關節に於て強く屈し、兩足は中骨前に在り。肘關節は交叉せり。成して強く胸壁前面に於て左右上膊骨は交叉せり。
第四號	十九日	S(頭) N	成年男	一尺 (貝層内に存す)	仰臥屈葬	頸部は屈せず。兩側前膊骨は肘關節に於て直角に屈曲し、前胸壁下部に存す。大腿骨は腰關節に於て強く屈曲し、兩側のもの平行に位置せり。膝關節は強屈。
第三號	十七日	NE(頭) SW	成年女	三尺	仰臥屈葬	頭部なし。右上半身及右大腿のみ存す。右前膊部を弱く屈し。右手は胸部に存す。
第二號	十七日	不明	乳兒	同前	不明	同右

第十五號	十二月 二十一日	S (頭) — N	成年 女?	二 尺	仰臥屈葬	頸部は屈せず。前膊骨は胸に接して伸展せられたり。立て膝にして、兩側下肢は、膝關節にて相接近して存す。足骨は座骨前に在り。
第十六號	十二月 二十二日	NNW (頭) — SSE	成年 女?	三尺五寸 (貝層下に存す)	仰臥屈葬	頸部は強く前屈。右側前膊骨は胸壁上にあり。左側前膊骨は骨盤上に在り。腰關節は強屈。兩側膝部は腹部に存す。膝關節は屈する事強し。
第十七號	十二月 二十三日	NNW (頭) — SSE	成年 男	三尺五寸 (貝層下に存す)	右側を下にせる横臥屈葬	頸部は強く前屈。兩側前膊骨は肘關節に於て強屈曲。前胸壁上部に手骨あり。立て膝にして腰部を強く屈せり。兩側下肢は膝關節に於て離れたれども、足部に於て相接せり。
第十八號	十二月 二十三日	NE (頭) — SW	未成年者	二尺 (貝層内に存す)	左側を下にせる横臥屈葬	兩側肘關節を強く屈し、下頸骨前部より指骨現はる。兩側大腿骨は腰關節に於て強く屈曲。膝關節に強屈。兩側下肢は相接して存す。

(注意) 第九號乃至十五號は相接近して存し、四肢骨の何れに屬せりや不明瞭なるもの多し。骨骼研究時には一括して示す可し

上表に據りて明らかなるが如く、轟人骨も津雲人骨と同じく屈位に埋葬せられたり。且多數例にては仰臥位なれども、二例に於ては横位、一例は座位に埋葬せられたり。埋葬時身體長軸の方向の判明せるもの十三例あり。此内、頭部を南方又は南に近き方向とせるもの四例、南西とせるもの一例、北又は北に近きもの三例、西北に向けしもの二例、西に近くせしもの一例あり。津雲貝塚に於けると異なり、人骨の頭部方向が著しく亂雜にして各例大差あること明かなり。

焚火の跡は貝層内諸處に認む。津雲貝塚に於けると等しく、燔火の位置と個々死體との位置的關係は不定なり。又貝層内諸處より大小の自然石を出せしも、人骨と特殊の位置關係を認め得ず。又津雲貝塚に於けるが如く、骨の一部が特別の位置に存在し居りて、棺又は槨の存在を假定せしむ可き現象に接せざりき。

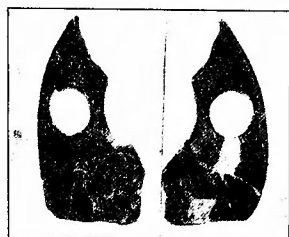
以上の所見に徴し、次の如く思考し得可し。即人骨の分布方向等の出土状態不規則なる點に

於て轟人は津雲人よりも文化の度低し。而て貝輪の状態によりて明らかなるが如く、質實にして華美ならず。然れども骨格の状態に就きて後報するが如く、又遺物篇の記載に據りて明らかなるが如く、此兩貝塚人骨は同一系統のものなり。兩者の差異は數量的のものにして本態のものに非らず。而て轟貝塚の文物が低級に在るは地方的差異あるか、又は時代的差異あるものなり。兩者の孰れに重きを置く可きやは、更らに進みたる研究を要す可し。

〔附記〕 拔齒の風習に就きては第二部報告に詳説す可し。されど轟人骨にては（肥後國下益城郡阿高村貝塚人骨にても然りし如し）拔齒著明ならざりしに、津雲人骨にては盛んに此習俗行はれ、河内國府及尾張熱田人骨にては稀れに見るのみなり。此原因は何に基づくや熟考するを要す。

又瑛瑯珠の出現が是等貝塚人骨に於いて、現代日本人ほど稀れならざりしことも、注意するの値あり。（大正九年二月下旬脱稿）

〔附記一〕 本報告書印刷中、大正九年七月東北帝國大學教授醫學博士長谷部言人君は肥後轟貝塚の殘餘の一部を發掘し、人骨約二十體及び遺物若干を發見せられたり。就中注意すべきは、少數の彌生式土器破片を耕土層中に見出したると、骨器及石製耳飾の殘闕二箇を得られたることなり。耳飾は白色大理石より成り、其の形式全く河内國府遺跡等より發見せられたるものと相同じきを見るは最も重要な事實となす。同君の發掘に關する詳細なる報告は、別に發表せらる可きを信ずるも、今ま同君の厚意により、此の新事實を附記し、耳飾は之を卷首圖版中に挿入するを得たるは、余輩の深く喜ぶ處なり。(濱田)



〔附記二〕 河内國府石器時代遺跡は大正九年八月清野醫學博士の手によりて、更に其の殘存部を發掘し、遺跡北端道路に近く、數體の人骨を發見せられたるが、就中第三號屈強なる男性の人骨骨盤附近に於いて、獸骨に加工し、穿孔せる裝飾品一箇を獲たり。其の形狀稍々津雲及國府に於いて從來發見の腰飾と相同じからざるも、亦た以て參考するに資す可し。故に今ま之を上圖に其の表裏兩面を示す。(濱田)